

「知的財産推進計画2016」の策定を終えて

本年5月9日の知的財産戦略本部で「知的財産推進計画2016」が決定された。今回の計画の大きなテーマの一つが第4次産業革命への対応、具体的には、AI、IoT、ビッグデータなどの新しい技術の進展が既存の知財システムにどのような影響を与えるのか、このような変化に対応した次世代知財システムをどのように構築していくのかという点であった。

著作権システムに関しては、フェアユースの議論に端を発した「柔軟性のある権利制限規定」について、計画では「次期通常国会への法案提出を視野に、……具体的に検討」することとされ、今後、文化庁を中心に検討が進められる。対外的な関心はこの点に集中した傾向があるが、今回の計画の意義は次の2点にあると考えている。

第1が、「グラデーションのあるシステム」の構築が次世代システムの基本的方向性であることを明確にした点である。フェアユース規定を打ち出の小槌のごとく主張する論者もあるが、無償型の完全権利制限規定の議論だけで、今後予想される多様な課題、著作物の利用形態に対応していくことは困難である。「柔軟性のある権利制限規定」、報酬請求権付き権利制限、集中管理団体による利用許諾の拡大、裁定

制度の拡充など多様な政策手段を用意し、それらを適切に組み合わせていくことにより、柔軟な解決を図っていく必要がある。著作権システムのあり方についての議論も、許諾権が完全権利制限かというゼロイチのデジタルの世界からグラデーションを内包するアナログの世界に転換することが求められている。

第2が、主要な権利者団体からの政策提言を踏まえて、「拡大集中許諾制度」の検討が計画の中に盛り込まれたことである。「拡大集中許諾制度」は、「グラデーションのあるシステム」の重要な一翼を担うものであり、著作物の利用の円滑化につながる具体的な政策提言が権利者団体からなされたことは極めて意義深いことである。制度導入に当たっては、今後、制度的課題についての多角的な検討に加えて、制度の実施を担う集中管理団体の育成・整備が必要不可欠である。今回の計画策定の経緯を踏まえ、その実現に向けて官民がそれぞれの役割と責任を果たしていくことが大いに期待される。

第4次産業革命は、「知的財産」そのものの意義にも課題を投げかけている。データや情報の集積それ自体（情報の選択、体系的な構成に創作性が認められないもの）は、これまで「知的財産権」の対象とされてこなかったが、AI

やビッグデータの時代となり大きな経済的価値を有するようになっている。特に、現在、世界各国が研究開発を競っているAIの成否は、AIに学習させるデータや情報の質に大きく左右されるものと言われている。それらを知的財産としてどのように考えていくのか、今後の大きな検討課題である。また、データ・情報の集積自体の価値の増大は、「柔軟性のある権利制限規定」の議論にも影響するものと考えられる。この問題は、「知的財産推進計画2009」で日本版フェアユース（仮称）の導入がうたわれて以来の課題ではあるが、第4次産業革命が進展していく中で権利保護と利用、イノベーションの創出とのバランスをどのように図っていくのか、新たな視点から検討を深め、早急に結論を出していくことが強く求められている。

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官

永山裕二
Nagayama Yuji

777 ニュース

VOL. 81

AUG. 2016

CONTENTS

● 巻頭メッセージ

「知的財産推進計画2016」の策定を終えて …… 1

● 特集

知的財産推進計画2016決定

～円滑なライセンス体制構築のための拡大集中許諾制度導入とは～ …… 2

動画配信サービスの現況 …… 4

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

知的財産推進計画2016決定 ～円滑なライセンス体制構築のための 拡大集中許諾制度導入とは～

去る5月9日、知的財産戦略本部会合において、知的財産推進計画2016が決定された。そこでは、著作権管理団体管理外の著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、円滑なライセンス体制構築のため拡大集中

許諾制度の導入について検討を進めることとしている。拡大集中許諾とはどのようなものなのか。芸団協CPRAでは、拡大集中許諾を60年にわたり行っている北欧諸国の実演家権利管理団体にアンケートを行い、その実態を探った^{※1}。

企画部広報課
榎野睦子

拡大集中許諾導入検討の背景

2002年、当時の小泉首相が施政方針演説で、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、わが国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進する」との知的財産立国宣言を行った。その実現に向け、同年7月政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」がとりまとめられた。この大綱では、関係省庁が協力して大綱の施策を強力かつ着実に実施する機能と責任を有する「知的財産戦略本部」の設置と「知的財産基本法」の制定が提言された。同年11月に成立した知的財産基本法第23条に基づき、2003年以降、毎年知的財産戦略本部で知的財産推進計画が決定され、同計画の下、各省庁が施策を推進している。

今年5月に決定された『知的財産推進計画2016』は四つの柱で構成されている。このうち第一の柱「第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進」では、「デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築」を挙げている。デジタル・ネットワークの発達は、地理的・空間的な制約を解消し、あらゆる情報がデジタル化されて大量に蓄積され、誰もがそれにアクセスすることを可能とした。さらに、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータなどの技術革新は、デジタル・ネットワークにつながる人や

物を増大させ、全世界で生成・流通する情報量の爆発的な増大とその内容の多様化を起こしている。そこにAI（人工知能）を結び付けることにより、大量の情報を集積し、それを組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。

以上のように著作物を含む情報の利活用が一層多様化している状況では、著作権を取り巻く課題は複層的なものである。そのため一つの政策手段で全てを解決しようとするのではなく、多様な政策手段から適切なものを選択し、課題に対し柔軟に解決を図る「グラデーションのある取組」を進めていくことが必要であるとしている。具体的には適切な柔軟性のある権利制限規定を創設する一方、権利制限のなじみにくい利用について円滑なライセンスの仕組みを設けていくなどの取組みを進めていくことが必要であるとしている。そして円滑なライセンスの仕組みの一つとして、拡大集中許諾制度の導入を検討することとしている。

北欧で行われている 拡大集中許諾とは

著作物等を利用するとき、利用者は集中管理団体と利用許諾契約を結ぶ。通常、この利用許諾契約は、集中管理団体が管理する著作物等の利用にしか効果が及ばない。著作権法の規定に基づき、利用者と大多数の著作物等の権利者を代表する集中管理団体との間で締結された利

用許諾契約の効果を権利委任していない著作物等の権利者（非委任権利者）にまで拡張して及ぼすことを認めるのが、拡大集中許諾制度である^{※2}。

北欧諸国では、1960年代初めにまず文芸及び音楽著作物の放送について拡大集中許諾制度が導入された（ただしアイスランドは1990年代に導入）。その後、教育目的や障害者のための複製や放送の利用の多様化など公益目的の利用を中心に対象が広がってきた。

拡大集中許諾が求められる分野は年々広がっていくものの、それを個別に規定するには時間がかかることから、最近では一般規定を設け、その枠内で利用者と集中管理団体で交渉を行い、合意した範囲について拡大集中許諾契約を締結することを認める国もある。

拡大集中許諾制度の利点は次の通りだとされる。すなわち、①一団体又は複数団体から同時に一括して許諾を得られるため、利用者にとり効率的かつ迅速である。②別途権利制限等を設ける必要がなく、法的安定性がある。③集中管理団体と利用者間の自由な交渉による契約に基づいているため、利用条件について柔軟に決めることができる。④利用者は刑事的制裁や権利者探索の責務から開放される。⑤委任者、非委任者双方の権利が経済的に機能するようになる。⑥集中管理団体の立場が強化される^{※3}。

その一方で、非委任権利者が権利の排他的行使ができなくなる点で強制許諾と同様の状況が生じるため、拡大集中許諾

は権利制限の一つの形態とみなされてきた^{※4}。ベルヌ条約等国际著作権条約では、権利制限は狭く解釈されるべきとされている。そのため、拡大集中許諾契約を締結する集中管理団体は、相当数の権利者を代表する団体であり、国によっては公的機関による認可を得なければならない。また、後述の通り非委任権利者を保護する措置が講じられている。

アンケート結果から

今回北欧5カ国のうち、スウェーデン、デンマーク及びフィンランドの実演家権利管理団体からアンケートの回答を得た。なお、これら3カ国では商業用レコードの放送、有線放送及びその他の公の実演について実演家に報酬請求権を与えている（日本の商業用レコード二次使用料請求権より範囲が広い）。従って、このような利用は拡大集中許諾の対象とならない。

1) 拡大集中許諾契約の状況

①スウェーデン

実演家権利管理団体SAMIは単独で拡大集中許諾契約を締結していない。代わって、SAMI等14の著作者、実演家等の団体で構成されるCOPYSWEDEが、テレビ番組の利用について拡大集中許諾契約を締結している。具体的には、①授業で使用するための放送番組の複製、②TVエブリウェア・サービス^{※5}、CATV、IPTV、OTT^{※6}による放送の再送信、ホテルでの客室への放送の再送信、③スウェーデン公共放送ウェブサイト上のオープン・アーカイブ・サービス、④VODサービス（追っかけ再生、見逃し配信）等である。また、所蔵映像作品の研究者向けVODサービスを行うための契約を国立図書館と試験的に締結している。

②デンマーク

GRAMEX/DKは、著作権法第30a条について実演家及びレコード製作者から録音物に関する権利の委任を受け、文化省の認可の下、過去の自局制作番組のオンデマンド・サービスに関して、二大放送局と拡大集中許諾契約を締結している。

デンマークで拡大集中許諾契約の運用を主に担っているのはCopydanである。Copydanは統括組織と6つの傘下団体により構成されている。傘下団体の一つ、Copydan World TVは、GRAMEX/DK等の集中管理団体から著作者、実演家等の権利の復委任を受けている（音楽の著作権集中管理団体KODAは会員ではないが、連携して実務に当たっている）。Copydan World TVは著作権法第35条に基づき拡大集中許諾契約を締結することについて文化省の認可を受けている。同条は放送の有線同時再送信に関する拡大集中許諾契約の締結を認めていたが、技術の進展に伴う放送の利用の多様化に対応して2014年に改正された。具体的には、テレビ配信業者など放送局以外の第三者による①放送のインターネットを通じた同時再送信（サイマルキャストイング）、②オンデマンド送信（追っかけ再生、見逃し配信など）、③録画サービス、④店舗、レストラン等での放映、⑤放送局自身が行う見逃し配信、過去の番組のオンデマンド配信及び未放送番組の先行配信等のミラーリング・サービス^{※7}について、拡大集中許諾契約を締結することが認められている^{※8}。

③フィンランド

GRAMEX/FIは実演家及びレコード製作者の権利の委任を受け、放送における録音物の利用及びテレビ番組のオンライン録画サービスについて拡大集中許諾を行っている。また、GRAMEX/FIを含む45の著作権及び実演家等の団体で構成されるKOPIOSTOは教育目的の利用、放送の同時再送信等について拡大集中許諾を行っている。

2) 非委任権利者の取扱いについて

①非委任者の利益を保護するための制度 各国著作権法では非委任権利者の利益を守るため、原則拡大集中許諾契約から離脱（オプトアウト）し、自らの著作物等の利用を禁止する権利が認められている。実際にオプトアウトしている実演家がいるのか、三団体に確認したところ、いずれもない、という回答だった。

また待遇に関する平等原則の下、非委任権利者は使用料額について委任権利者

と同等の待遇を受ける権利が認められている。ただし所在の探索等手間がかかるため、委任権利者に比べ手数料を多く取ることはないか質問したところ、手数料についても違いを設けていないとの回答だった。

②不明権利者の探索及び未分配金の取扱い 所在等が不明な権利者については、いずれの団体も連絡を取る努力をしている。具体的には、放送局、制作会社からの情報入手及び加盟団体との協力（COPYSWEDE）、不明権利者リストのウェブサイト上の公開（GRAMEX/DK）、他の集中管理団体、レコード会社を通じた連絡、独自調査（GRAMEX/FI）、を行っているとのことであった。

それでは、このような努力にも関わらず、相当期間権利者が判明せず分配されなかった使用料の取扱いはどうなっているのだろうか。COPYSWEDEでは分配資金への上乗せ又は権利者の利益となるような加盟団体の事業への分配など、理事会及び総会においてその取扱いは決められる。GRAMEX/DKは、分配資金に上乗せしている。GRAMEX/FIでは、権利者の利益となる社会、文化、教育活動に使用される基金に移される。

おわりに

北欧諸国の人口は、5カ国総計で約2600万人と日本に比して非常に少ない。音楽売上も最も市場規模が大きいスウェーデンでさえ1億8940万ドルと、日本の約14分の1に過ぎない^{※9}。そのような状況の下、ほとんどのプロの著作権者、著作隣接権者は集中管理団体に権利を委任している^{※10}。スウェーデンのSAMIからも、北欧諸国において拡大集中許諾がうまく機能しているのは、十分に組織化された権利者、集中管理団体への高い権利委任率、集中管理団体間の強い協力関係によるところが大きいとの指摘を受けた。果たして日本も同じ状況にあると言えるのだろうか。日本において最も適切なライセンス体制はどのようなものなのか。広い視野で柔軟な解決を図っていくことが望まれる。

※1：本稿執筆にあたり、平成27年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書」（一般財団法人ソフトウェア情報センター、2016年3月）を参考にした。 ※2：平成24年度文化庁委託事業「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書」（株式会社情報通信総合研究所、2013年3月）76頁 ※3：Jukka Liedes, Memorandum on the Extended Collective Licence (2015) ※4：Olli Vilanka, Rough Justice or Zero Tolerance? –Reassessing the Nature of Copyright in Light of Collective Licensing (Part I) (2010) ※5：インターネット経由でモバイル端末等でテレビ番組を視聴できるサービス。

※6：動画、音声などのコンテンツ・サービスを提供する事業者又は、そのサービス。 ※7：スマートフォンやタブレット型端末のディスプレイ上の表示内容を、大画面テレビやディスプレイにリアルタイムで映し出すこと。 ※8：Terese Foged, Danish Licences for Europe, [2015] EIPR 15 ※9：IFPI, Recording Industry in Numbers; The recorded music market in 2014 ※10：Tarja Koskinen-Olsson & Vigdis Sigurdardóttir, Collective Management in the Nordic Countries, in COLLECTIVE MANAGEMENT OF COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS 243 (Daniel Gervais ed., 3rd ed., 2015)

動画配信サービスの現況

動画配信サービスが活況だ。昨年9月にはアメリカのネットフリックスが日本でサービス開始。10月には民放5社合同の見逃し配信「TVer」、今年4月にはインターネットテレビ局「AbemaTV」がそれぞれスタートするなど、新たなサービスが続々登場。今年度の国内の動画配信の市場規模は1600億円余りに上ると見られ、5年後には2000億円を超えるとの予測もある。

前号まで、ラジオ放送開始からデジタル化に至る放送の歴史を振り返ってきた。今回は、旧来の「放送」に留まらない動画視聴、動画配信サービスの動向を取り上げたい。

企画部広報課
小泉美樹

拡大する有料動画配信市場

野村総研の予測によると、2016年度の国内動画配信市場は1600億円余りに上る。2021年には2000億円を超える規模に成長すると見られる。10年前のおよそ2.5倍だ^{*1}。

これまで、国内の動画配信サービスは、1本あたり数百円程度を支払い視聴するTVOD（都度課金型動画配信、Transactional Video On Demand）が中心となっていた。10年ほど前からNHKや民放各局が相前後して自局の過去の放送番組の配信を始めたほか、ビデオレンタル最大手のTSUTAYAは2008年から「TSUTAYA TV」でTVODを提供してきた。

一方、ここ数年利用者数を伸ばしているのが、毎月一定の利用料金を支払うと見放題になるSVOD（定額制動画配信、Subscription Video On Demand）である。ICT総研が昨年9月に発表した推計によれば、2014年12月末時点の有料動画配信サービス利用者は790万人。そのうち半数を超える420万人が定額制のサービスを利用していた。SVODの利用者の割合は今後も大きくなって

いく見通しで、2018年には、有料動画配信サービスの利用者は1490万人となり、そのうち、SVODの利用者が7割に上る見込みだという^{*2}。

昨年9月に日本でサービスを開始したアメリカのネットフリックスは、世界最大手のSVOD事業者だ。TVODのサービスを提供していた日本国内の事業者も、相次いでSVODに参入している。2014年に日本テレビがアメリカHuluの日本事業を買収し、民放として初めてSVOD事業に参入。2005年からTVODを提供してきたフジテレビの「フジテレビオンデマンド」も、今年8月から新たにSVODの新サービス「FODプレミアム」を始めると発表している。他の事業者に先行してSVODのサービスを行ってきたNTTドコモとエイベックス・グループも、昨年4月にユーザーインターフェイス（UI）を刷新、レコメンド機能等を追加するとともに、サービスブランドを「dビデオ powered by BeeTV」から「dTV」に改めた。

また、今年2月にはビデオレンタルのゲオホールディングスとエイベックス・デジタルが「ゲオチャンネル」を新たにスタートさせるなど、新規参入する事業者も後を絶たない。今や日本国内

では50以上の動画配信サービスがひしめき合っている（図1）。

動画視聴行動の変化への対応

NHK放送文化研究所が5年ごとに実施している「日本人とテレビ・2015」では、テレビの視聴時間が初めて「短時間化」に転じた。前回2010年の調査と比較すると、テレビの視聴時間は、20代から60代までの幅広い層で減少している。一方、録画したテレビ番組への接触は全ての年代で増加した。4割以上が「リアルタイム（放送と同時）」で見られる番組でも、録画して都合のいい時に見る」ことがあると回答するなど、好きな時間に好きな番組を見る、タイムシフト視聴が広がっていることが窺える。CMによる広告収入を主な収益源とする民放局にとっては、録画視聴によるCMスキップ対策は大きな課題となっている。

2015年10月に在京民放5社が合同で始めた公式テレビポータル「TVer」も、そうした視聴者のアプローチの変化への対応を目的のひとつとしている。各社で放送中のドラマやバラエティなどの番組を放送終了後1週間程度配信するもので、広告ベースで運営される無料のサービス（AVOD：Advertising Video On Demand）だ。年末までに視聴用アプリの100万ダウンロードを目指していたが、サービス開始から1か月に満たない11月19日に目標を達成。今年6月8日に幕張メッセで開催された「Connected Media Tokyo 2016」において、270万ダウンロードを超えたとの速報値も発表された。TVerおよび各

社が提供するキャッチアップサービスのユーザーの構成は、15歳～34歳の男女の割合がテレビ視聴者よりも大きく、テレビを見なくなったと言われる層に対する補完効果が現れているという。

「インターネットテレビ局」AbemaTV

好きな動画を好きなときに見られることを強みとしているVODが勢力を拡大する中、番組表に従って番組を配信するリニア形式を採ったのが、2016年4月に本格始動したAbemaTVだ（図2）。「TV」の名が示す通り、ユーザーはテレビ放送のように編成された番組を受動的に視聴する。

このような配信のスタイルを選んだ理由について、サイバーエージェント執行役員でAbemaTV経営管理局の横田淳氏は「藤田（晋サイバーエージェント代表取締役）社長の思いが大きい」と話す。「エイベックスと共同で立ち上げたAWAでの経験から、インターネットのユーザーは、能動的に探して何かを見たり聞いたりするスタイルに疲れ始めているのではないかという仮説を立てた。なんとなく見る『受け身視聴』の方が、若者に受けるのではないかという思いがあった」という。

AbemaTVは、サイバーエージェントとテレビ朝日の合弁会社。スマートフォンアプリは本開局から3か月で累計500万ダウンロードを突破している。現在25のチャンネルが用意されており、24時間ニュース、オリジナルのバラエティのほか、過去に国内外のテレビで放送されたドラマやアニメや、ネット動画も観ることができる。過去1か月分の番組を視聴することができる有料のタイムシフトも用意されているが、基本的にはTVerと同じく無料の広告型だ。

パソコンでも観ることができるが、圧倒的にスマートフォンからの利用が多い。移動時間などのすきま時間にメインで見られているのかというと、そうではないようだ。「昼よりも夜、平日よりも休日に視聴数が増える。予想よ

図2 AbemaTVの画面のイメージ



りもじっくり見られているという印象がある」と宣伝本部広報責任者の鳥羽綾子氏は語る。

テレビの視聴スタイルとも重なるが、横田氏は「既存のメディアがなくなっていくということではないと思う。テレビでしかできないと思われていたことが、インターネットでも実現できるようにはなってきている。垣根がなくなっていく部分もありつつ、それぞれの特長、強みは残っていくのではないかと語る。

ネットとテレビのこれから

IT企業とテレビ局といえ、買収騒動に揺れた歴史がある。株を買い占め提携を迫ったIT企業とその手法に反発するテレビ局の対立が連日のように報じられた。それから10年が経ったいま、連携する動きが相次いでいる。日本テレビはHuluと共同制作したドラマ「THE LAST COP／ラストコップ」の第1話のみをテレビで放映し、第2話以降をHuluで配信。フジテレビがネットフリックスで人気番組「テラスハウス」の新シリーズをテレビ放送に先駆けて提供するなど、動画配信サービスで番組を先行配信する例も見られる。今年4月にはTBSがLINE前社長が立ち上げたベンチャーのC Channelと協業し、スマホ向け動画配信事業に参入することを発表。「ネットとテレビ」の関係は、変わりつつある。

「通信と従来の放送は対立構造のように描かれることが多いが、新しいものを作ろうという気持ちで一緒にやっている」と横田氏は言う。AbemaTVの運営の

中で、テレビ局のコンテンツ制作力やノウハウを改めて痛感しているという。

テレビ局側の意識も変化している。先述の「Connected Media Tokyo 2016」において、テレビ朝日の総合ビジネス局デジタル事業センターオンライン事業担当部長の大場洋士氏は、テレビ局がコンテンツのラインナップにこだわりがちであるのに対し、「サイバーエージェントはUIもコンテンツの一部という認識を持っている」とし、インターネットビジネスに精通している企業との協業によって得られた知見を高く評価した^{*3}。

横田氏は、AbemaTVの開局の際、苦勞したのがコンテンツの提供元や権利管理団体への説明だったという。これまでにないサービスだったためだ。「AbemaTVもまだ発展途上だし、新しい形のサービスはこれからも登場していくだろう。既存のルールを準用しつつ、その都度新しいルールを作って試しながらやっていくしかないのではないかと話す。

今後も日々変化する状況を注視し、実演家の権利の在り方や権利処理について、適切に対応していくことが求められるよう。

※1：「ITナビゲーター2016年版」（野村総合研究所、2015年11月25日） ※2：「2015年 有料動画配信サービス利用動向に関する調査」（ICT総研、2015年9月28日） ※3：「日経ニューメディア」2016年6月13日「『Hulu』『AbemaTV』『TVer』…、放送事業者らが動画配信の現状と今後を報告」

【参考文献】 ●西田宗千佳「ネットフリックスの時代——配信とスマホがテレビを変える」（講談社現代新書、2015年） ●NHK放送文化研究所「日本人の生活時間・2015」 ●同「日本人とテレビ・2015」

コミュニティFMラジオ放送局のサイマル送信に関する利用許諾契約の更新拒絶を認めた事案について

去る6月8日、コミュニティFMラジオ放送局（以下「FM局」という）29局が、著作権等管理事業者である一般社団法人日本レコード協会に対して、地上ラジオ放送と同時のインターネット送信（サイマル送信）に関する利用許諾契約の更新拒絶は、著作権等管理事業法第16条に定める「正当な理由」が

ない利用許諾の拒絶に当たるなどの理由から無効であるとし、利用許諾契約の契約上の地位にあるとの確認を求めた裁判で、東京地方裁判所は、FM局側の訴えを退ける判決を下した。

各FM局はサイマル送信を行っている。さらに、訴外株式会社MTIが運営するスマートフォン及びパソコン向け無料配

信サービス「Listen Radio」（リスラジ）の「おすすめ番組まとめ」チャンネルにおいても各FM局の音楽番組を聴くことができる。この「おすすめ番組まとめ」チャンネルでは、各FM局の音楽番組をつなぎ合せて自動的にまとめる機能（ザッピング機能）があり、各FM局のウェブサイト等を巡回しなくても音楽番組を24時間連続して聴くことができる。

日本レコード協会は、FM局が自ら制作するラジオ番組のサイマル送信についてレコード製作者に係る商業用レコードの送信可能化権の著作権等管理事業を行っている。そのため裁判では、「おすすめ番組まとめ」チャンネルを通じて聴くことができる音楽番組が、各FM局が自ら制作するラジオ番組に当たるかが争われた。

東京地方裁判所は、リスラジを通じて聴くことができる音楽番組は、「おすすめ番組まとめ」チャンネルの番組編成に合うように制作された音楽番組であるとして、FM局が自ら制作したラジオ番組とは言えないと判示した。

判決を受けて、FM局側は、知的財産高等裁判所に控訴し、引き続き争う模様だ。インターネットを利用した様々なサービスが行われているところ、今後の動向を注視する必要がある。（著作隣接権総合研究所 君塚陽介）

Listen Radio「おすすめ番組まとめ」のイメージ図

各コミュニティFM放送局の番組表

時	放送局①	放送局②	放送局③	放送局④	放送局⑤
0	音楽番組	教育	通販	バラエティ	通販
1				トーク	
2			トーク	バラエティ	
3			ニュース		落語
4			ニュース	落語	ニュース
5	ニュース				
6	ニュース	音楽番組	落語	ニュース	通販
7	トーク	落語	音楽番組	トーク	
8	トーク				
9	通販	トーク	ニュース		
10	トーク	スポーツ	落語	音楽番組	
11	ニュース	ニュース	スポーツ	バラエティ	音楽番組
12				スポーツ	
13	音楽番組	教育	通販	ニュース	スポーツ
14	バラエティ			トーク	
15	ニュース	バラエティ	音楽番組	通販	教育
16	スポーツ	バラエティ	音楽番組	通販	教育
17	音楽番組	教育	通販	ニュース	スポーツ
18	バラエティ	ニュース	トーク	音楽番組	スポーツ
19	ニュース	バラエティ	音楽番組	通販	教育
20	バラエティ	バラエティ	音楽番組	通販	教育
21	ニュース	バラエティ	音楽番組	通販	教育
22	バラエティ	バラエティ	音楽番組	通販	教育
23	ニュース	バラエティ	音楽番組	通販	教育

自動的に
まとめる

(ザッピング機能)

リスラジ「おすすめ
番組まとめ」の番組表

時	おすすめ番組まとめ
0	音楽番組
1	
2	
3	
4	
5	音楽番組
6	
7	音楽番組
8	音楽番組
9	音楽番組
10	音楽番組
11	音楽番組
12	
13	音楽番組
14	音楽番組
15	
16	音楽番組
17	音楽番組
18	
19	音楽番組
20	音楽番組
21	音楽番組
22	
23	

自動的に
まとめる
(ザッピング機能)



※判決文4頁掲載の図を基に作成

2016年度SCAPR総会開催される

去る5月24～27日の4日間、カナダ・トロントにて今年度のSCAPR(Societies' Council for the Collective Management of Performers' Rights、実演家権利管理団体協議会)総会が開催され、海外徴収分配委員会からは安部次郎委員長、椎名和夫副委員長、平田岳史委員、見上雄平委員が、また事務局からは吉田真之音楽課職員、小島京古海外業務課職員が参加した。

本総会においてAIPA（スロベニア）が正会員に、またAMANAT（カザフスタン）、Artisti7607（イタリア）、ISRA（イ

ンド）が新たに賛助会員となり、総会員数は44か国61団体となった。

また今回は理事12名の改選が行われたが、今年度からは任期1～4年の理事を各3名ずつ選出し、以降毎年3名ずつの改選を実施することとなった。あわせて4年間議長を務めたカナダACTRAのBrad Keenan氏が勇退し、アイルランドRAAPのEanna Casay氏が議長に選出された。

また過去3年間SCAPRの大きな課題となっていた作品データベース（VRDB）の開発については初期開発を終えテスト運

用が開始されたことが報告された。これを受けて11月にスペイン・マドリードにおいて臨時総会を開催し、VRDBのビジネスルールの確定、各団体との守秘義務契約等の取り交わしが行われることが決定した。



平成27年度実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について

去る6月28日に芸団協総会が開催され、平成27(2015)年度事業報告・決算が承認された。平成27年度実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について報告する。

1.平成27年度徴収・分配実績

平成27年度徴収総額は、前年度比87.1%と大幅な減収になった。最大の要因は一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による放送実演の一任型管理事業開始及びCDレンタル店減少による貸レコード使用料・報酬の減収である。前者による減収が大半を占めるが、これら二要因による減収額は減収総額の98%になる。一方、商業用レコード二次使用料、録音使用料及び送信可能化使用料（以下、二次使用料等）は微増となった（101.1%）。

一般社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH）は平成27年3月31日をもって解散し、法人解散に伴う最終の未払い権利者分配金を受領した。私的録音補償金の額も僅かなものとなっている。

二次使用料等の徴収総額に占める割合は80.1%となり、貸レコード使用料・報酬徴収額との合計は97.2%となる。来年度以降もこの傾向が加速するものと考えられる。

国内分配のうち、二次使用料等及び貸レコード使用料・報酬について、例年同様管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行った。私的録音補償金は、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）が一部メーカーと録音媒体

補償金に関する協議のため、権利者団体への分配が遅れたことから、前年度に引き続き、今年度も分配を保留した。

放送実演に関しても、前年度徴収分を分配した。なおaRmaによる放送実演の一任型管理事業開始に伴い、CPRAからの分配は今年度で終了となる。

海外については16団体から徴収を行い、26団体に分配を行った。また、今年度から海外エージェントへの直接分配を開始し、9社に対して分配した。エージェントに対する分配比率は海外分配総額の約7.8%にあたる。エージェントの数は今後も増加する見込みである。

分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めた。

2.法制・広報業務

①著作権制度等改善に向けた議論に積極的に参加

文化庁の文化審議会著作権分科会のほか、同分科会に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」及び「国際小委員会」など関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に委員を派遣し、実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に参加した。

実演家の権利に関する諸課題を検討する「権利問題研究プロジェクトチーム」を設置し、クリエイターへの対価還元、柔軟な権利制限規定をめぐる議論、環大

平洋パートナーシップ（TPP）協定締結に伴う著作権法改正への対応等、重要な課題について検討した。

また、Culture Firstの運営にも協力し、私的録音録画と対価還元をめぐる新たな制度構築に向けた議論を行った。

②著作権・著作隣接権の普及啓発事業を実施

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）協力の下、芸能花伝舎・新宿区主催「芸術体験ひろば」のプログラムのひとつとして、小中学生とその保護者を対象に、楽しみながら実演家の権利について学ぶクイズラリーを実施した。

海外で開催される集中管理に関するセミナーに講師を派遣し、アジアを中心とした研修生の受け入れ及び政府関係者・実演家団体代表等との意見・情報交換を行い、地域ネットワーク形成に努めた。

③広報活動を積極的に実施

実演芸術の魅力・楽しさを広く一般に伝えるため『SANZUI』を発行し、芸能花伝舎ギャラリースペースで写真展を開催した。また、CPRAの活動を周知し、実演家・権利者をとりまく社会状況への理解を深めるため『CPRAnews』を発行した。さらに、CPRAの活動を一層周知するよう、ホームページを一部リニューアルした。

立命館大学産業社会学部音楽関連団体共同寄附講座「エンタテインメント・ビジネス産業論」開講のための寄附活動を行った。

図1:平成27年度徴収額の内訳

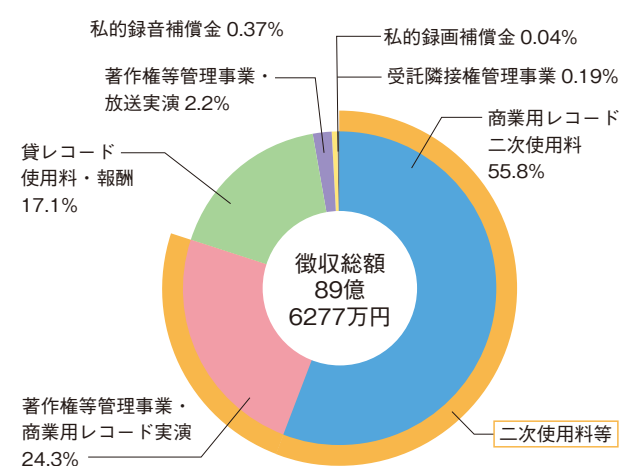
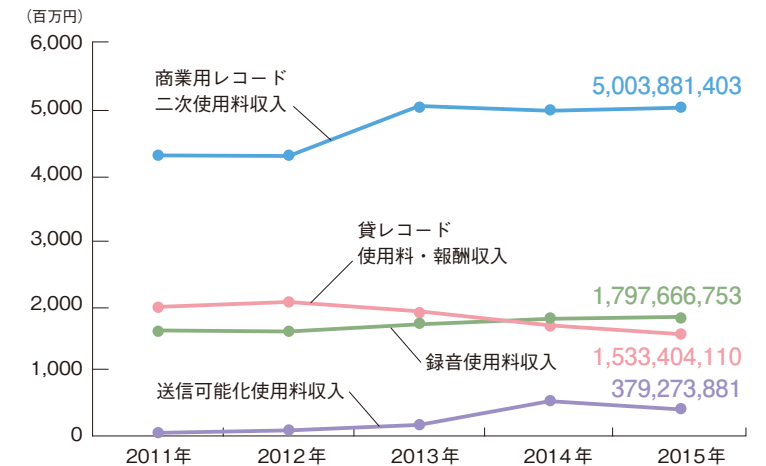


図2:徴収額の推移



文化庁・著作権分科会の動向 〔著作権分科会〕

5月12日、第1回が開催され、椎名和夫常務理事が出席しました。土肥一史委員(日本大学教授)が分科会長に選任され、同分科会の下に、法制・基本問題小委員会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会及び国際小委員会の3つの小委員会が設置されることが決定されました。

〔法制・基本問題小委員会〕

6月6日、第1回が開催されました。今期は、①新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方、②教育の情報化の推進等、③盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(仮称)についての対応、④権利者不明著作物等の利用円滑化、⑤著作物のアーカイブの利活用促進、⑥リーチサイトへの対応、を審議事項とすること、及び①については集中的に検討を行う場として、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置することが併せて承認されました。

6月27日、同ワーキングチームの第1回が開催されました。審議の結果、同ワーキングチームの下に「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する作業部会」を設置することが決定しました。

次に、権利者11団体による意見発表が行われ、概ね、柔軟性をもつ権利制限規定の導入に反対する意見が示されました。

〔著作物の適切な保護と利用・流通に関する小委員会〕

6月6日、第1回が開催され、椎名常務理事が委員として出席しました。クリエイターへの適切な対価還元に関し、昨年度の検討で把握されたコンテンツの流通に係る契約実態等を踏まえ、補償すべき範囲や、対価還元的手段について検討を進める予定です。

『CPRA20年－実演家著作隣接権センターの歩み』発行

芸団協CPRAは、1993年10月、「実演家のものは実演家に」「権利者のものは権利者に」という基本原則の下、「独立性」「専門性」「透明性」をテーマに実演家の権利を擁護・確立し、その対価の徴収と分配を基本業務とする専門機関として設立されました。6月1日、芸団協CPRAの二十数年間の歩みをまとめた『CPRA20年－実演家著作隣接権センターの歩み』を発行しました。お問い合わせは、CPRA広報課(03-3379-3573)まで。

『SANZUI』休刊

3年にわたり発行してきた『SANZUI』ですが、10号という節目を迎え、一度休刊する運びとなりました。休刊に際し、SANZUIへのご意見やご感想を募集しております。冊子にとじこみのはがきまたはアンケートフォームより、是非ご回答をお寄せください。

なお、バックナンバーはウェブサイトでご覧いただけます。

<http://cpa.jp/sanzui/>

熊本地震への対応について

芸団協CPRAでは、「平成28年熊本地震」の被災地支援として、熊本県に600万円、大分県に300万円を寄付しました。

また、災害救助法が適用された地域にあるCDレンタル店全店舗について、月額固定使用料の3か月分(4～6月分)を一律に免除しました。

熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

安部次郎

CPRA運営委員、音制連顧問

2016年5月、1年ぶりにSCAPR総会がカナダ・トロントで開かれた。詳しい内容については事務局からの報告に任せる事に…。

トロントの名前は知っていたのだが、あまり興味も無かったので場所のイメージが浮かばなかった。そこでトロントって何処だったかな～、と地図を見るとアメリカ・ニューヨーク州と隣接した大きな湖沿いの都市である事が分かった。もっと調べてみると、そうだ、あの有名な世界一大きいナイアガラの滝があるところだと言う事が分かった。

大滝詠一のナイアガラは好きだが、特に滝に興味がある訳でもないし知識も無い。だいたい前に小学生の時の修学旅行で行った日光の華厳の滝を見た事があるぐらいだ。しかしながらどうせなら世界一の滝を見ようと言う事で、夕方からの総会レセプションパーティ前の合間を使って行ってみた。

いやいや驚きました。大きいものの、自分の思っていた滝の概念がぶっ飛びました!! というかこれは僕の知っている滝ではありません。滝というのは一本の道のように流れ落ちてくると思っていたら、四方八方から川の水が大量に流れ落ちて来るのです。桁が違うのだ。

さて今年のSCAPR総会ではナショナルレポートで各国の徴収額別にTOP10が発表された。CPRAはというと徴収額が60億円程度で世界の6位に位置していた。

TOP10内の国は大凡近い数値だが、第1位を維持しているSoundExchange(アメリカ)は、依然として対前年比20%超の堅調な伸びを続けており、今年はとうとう国内徴収額が500億円に迫る勢いとなった。CPRAの10倍だ。桁がちがうのだ!!

これはwebキャスティングからの収入が増えている事が原因で、きっちりネットの水脈源を握っているのだ。日本の場合は環境も違うので同じようには行かないと思うが、桁の違いには驚いた。もっと頑張らなくては!!!